

貨物・技術一体化マトリックス表

[利用上の注意事項]

この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。(画面にはマトリックスの一部しか表示されないので、「ウインドウ枠の固定」機能を使用すると便利です)。なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術(=プログラムを含まない)を分けて記載しているので、注意してください。

(注)一部規定文を異なる表現を用いでいるので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

- 1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /
- 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /
- 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム
技術のうち、●は係る技術
○は必要な技術
(ここで記載した技術にはプログラムは含まない。)

外為令別表 3の2項で規制される プログラム・技術							
輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈			
項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味		
輸出令第3の2項 (1)	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第2条の2 第1項	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。		
		貨物等省令第2条の2 第1項 第一号	ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬痘ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロホーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤヌヌール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、SARSコロナウイルス、再構成1918年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獸痘ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス(極東型に限る。)、チクングニアウイルス、チャバレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニバウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス-1、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワサンウイルス、マチュボウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランビースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを含む。)、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス	ワクチン アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス 水胞性口炎ウイルス 再構成1918年インフルエンザウイルス テュクロウイルス ハンタンウイルス 豚ヘルペスウイルス-1 ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド リッサウイルス属のウイルス ルヨウイルス	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾患を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであつて、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。 Andean potato latent virusをいう。 Vesicular stomatitis virusをいう。 別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。 Chocto virusをいう。 Hantaan virusをいう。 別名仮性狂犬病ウイルス、オースキー病ウイルスともいう。 Potato spindle tuber viroidをいう。 狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコウイルス、ドウベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。 Lujo virusをいう。	△ 第一号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第一号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
		貨物等省令第2条の2 第1項 第二号	細菌(ワクチンを除く。)であつて、アルゲンチネン菌(ボツリヌス神経毒素产生株に限る。)、ウェルシュ菌(イブシロン毒素产生株に限る。)、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌(小コロニー型)、コクシエラ属バーネッティ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌(血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157)、発疹チフリケッチャ、ハラチ菌(ボツリヌス神経毒素产生株に限る。)、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌(ボツリヌス神経毒素产生株に限る。)、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌	貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウェルシュ菌	イブシロン毒素を产生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。	△ 第二号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第二号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
		貨物等省令第2条の2 第1項 第三号	毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イブシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシン・シルペノール、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシシン又はモデン	コノトキシン 志賀毒素 ジアセトキシン・シルペノール ビスカミン ボツリヌス毒素	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	△ 第三号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第三号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
		貨物等省令第2条の2 第1項 第四号	前号に該当するもののサブユニット		次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	△ 第四号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第四号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—

甲第12号証

第28号証
添付資料(抜粋)

貨物・技術一体化マトリックス表

【利用上の注意事項】

この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。(画面にはマトリックスの一部しか表示されないので、「ウインドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術(=プログラムを含まない)を分けて記載しているので、注意してください。

(注)一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /
6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /
11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム
技術のうち、●は係る技術
○は必要な技術
(ここで記載した技術にはプログラムは含まない。)

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制される プログラム・技術
項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味	
	貨物等省令 第2条の2 1項 第五号	細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セベドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクリノボディス・パソバー・シリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・バンバー・オリゼ、シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、ブクニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、ブクニア・ストリオラルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス、マグナボルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	クラビバクター・ミシガネンシス亜種セベドニカス コクシジオイデス・イミチス コクシジオイデス・ポサダシ コクリオボールス・ミヤベアヌス コレトリクム・カーハワイ ザントモナス・アクリノボディス・パソバー・シリ シンキトリウム・エンドビオチクム ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス マグナボルテ・オリゼ ミクロシクルス・ウレイ ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	ジャガイモ輪腐病の病原菌Clavibacter michiganensis subsp. sepedonicusをいう。	△ 第五号に該当する貨物の設計又は製造するために設計したプログラム ● 第五号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	政令:3の2項(1) 貨物等省令 — 貨物等省令第15条の3 — —
	貨物等省令 第2条の2 1項 第六号	遺伝子を改变した生物(意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。)であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。)であって次のいずれかの塩基配列を有するもの	核酸の塩基配列 遺伝要素 復元可能 病原性を付与若しくは増強する 大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)の有するもの以外のもの	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの 遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。 材料の不活性化及び調製が、核酸の分離、精製、増幅、検出若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性化された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の復元が可能であるとみなす。 核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に病気又は死を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。 毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。 大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)の有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列の有しないものは含まない。	△ 第六号に該当する貨物の設計又は製造するために設計したプログラム ● 第六号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
輸出令 3の2項 (2)	次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令 第2条の2 2項	輸出令別表第1の3の2の項(2)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。	
輸出令 3の2項 (2) 1	物理的封じ込めに用いられる装置	貨物等省令 第2条の2 2項 第一号	物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4の装置	物理的封じ込めに用いられる装置 P3又はP4	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。 別名BL3若しくはBL4又はL3若しくはL4ともいう。	△ 第一号に該当する貨物を設計、製造又は使用するため設計したプログラム ○ 第一号に該当する貨物

貨物・技術一体化マトリックス表

[利用上の注意事項]

この貨物・技術一體化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/NPで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。(画面にはマトリックスの一部しか表示されないので、「ウインドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術(=プログラムを含まない)を分けて記載しているので、注意してください。

(注)一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /
6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /
11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム
技術のうち、●は係る技術
○は必要な技術
(ここで記載した技術にはプログラムは含まない。)

輸出令第3の2項					貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制される プログラム・技術	
項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味	政令:3の2項(1)	3の2項(2)	貨物等省令 第15条の3		
			<p>口 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設に設置するよう設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 両面扉式の高圧蒸気滅菌装置</p> <p>(二) 防護服の汚染除去用のシャワー装置</p> <p>(三) 機械的シール又は膨張式圧カシールを有する気密扉</p>	P3又はP4の装置	WHOの実験室バイオセーフティ指針(Laboratory Biosafety Manual)で定めるバイオセーフティレベルがP3又はP4の設計及び設備の基準を全て満たしている装置(実験室であって、定置されるもの又はトレーラーにより移動が可能などをいう。)をいう。	—	○ 設計、製造又は使用に必要な技術	○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術		
	貨物等省令 第2条の2 2項 第六号		<p>物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>口 物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであって、次全てに該当するもの(クラスーⅢ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。)</p> <p>(一) 操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの</p> <p>(二) 陰圧状態で操作することが可能なもの</p> <p>(三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの</p> <p>(四) 作業空間の給気及び排気にHEPAフィルターを用いるもの</p>			△ 第六号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム	○ 第六号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術	○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術		
輸出令 3の2項 (2) 2	発酵槽又はその部分品	貨物等省令 第2条の2 2項 第二号	<p>発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌</p> <p>(二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの</p> <p>(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のバラメーターを同時に監視及び制御することができるもの</p> <p>口 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵</p> <p>(二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された使い捨て培養容器の収容装置</p> <p>(三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための2以上のバラメーターを同時に監視及び制御することができるもの</p>	<p>発酵槽</p> <p>培養容器</p> <p>使い捨て培養容器</p> <p>収容装置</p> <p>バラメーター</p>	<p>バイオリアクター、ケモスタート又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。</p> <p>発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。</p> <p>一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであつて、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。</p> <p>密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。</p> <p>発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。</p>	—	△ 第二号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム	○ 第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術	○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術	
輸出令 3の2項 (2) 3	遠心分離機	貨物等省令 第2条の2 2項 第三号	<p>連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまですべてに該当するもの</p> <p>イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの</p> <p>口 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの</p> <p>ハ メカニカルシールで軸封をしているもの</p> <p>ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの</p>	<p>遠心分離機</p> <p>流量</p>	<p>デカンターを含む。</p> <p>遠心分離機の流入口での流量をいう。</p>	—	△ 第三号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム	○ 第三号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術	○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術	
輸出令 3の2項 (2) 4	クロスフロー過用の装置又はその部分品	貨物等省令 第2条の2 2項 第四号	<p>クロスフロー過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したもの除く。)</p> <p>イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの</p> <p>口 次の(一)又は(二)に該当するもの</p> <p>(一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの</p> <p>(二) 使い捨ての部分品を使用するもの</p>	<p>クロスフロー過用の装置</p> <p>滅菌又は殺菌することができるもの</p> <p>使い捨ての部分品</p>	<p>供給液を膜面に沿つて流し、透過液が供給液と直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。</p> <p>次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの 口 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの</p> <p>物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。</p> <p>当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。</p> <p>一回限りの使用(装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであつて、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。</p>	—	△ 第四号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム	○ 第四号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術	○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術	

貨物・技術一体化マトリックス表

[利用上の注意事項]

この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。(画面にはマトリックスの一部しか表示されないので、「ウインドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術(=プログラムを含まない)を分けて記載しているので、注意してください。

(注)一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

- 1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /
- 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /
- 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム
技術のうち、●は係る技術
○は必要な技術
(ここで記載した技術にはプログラムは含まない。)

				外為令別表 3の2項で規制される プログラム・技術	
輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		政令:3の2項(1)	3の2項(2)
項目番号	項目	項目番号	項目	用語	用語の意味
				貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品	次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れれる過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にならない過構造になっているものの
		貨物等省令第2条の2第2項第五号の二	前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であって、有効過面積が0.2平方メートル以上のもの		
輸出令3の2項(2)5	凍結乾燥器	貨物等省令第2条の2第2項第五号	凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの ロ 蒸気又はガスにより内部の滅菌をすることができるもの	24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13バーカルに保持した状態における能力をいう。
輸出令3の2項(2)5の2	噴霧乾燥器	貨物等省令第2条の2第2項第五号の二	噴霧式乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌することができるもの	水分蒸発量 最小の部分品の変更 平均粒子径 滅菌又は殺菌することができるもの	1時間につき最大の水分蒸発量をいう。 噴霧ノズルの交換を含む。 レーザー回折により測定したものと/or物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。 当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
輸出令3の2項(2)6	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	貨物等省令第2条の2第2項第六号	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの イ エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの ロ (略)	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 衣服	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。 フードと一体のものをいう。
輸出令3の2項(2)7	粒子状物質の吸入の試験用の装置	貨物等省令第2条の2第2項第七号	粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 動物の全身を暴露することができる吸入室を有するものであって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの ロ 12以上のげつ歯類の動物又は2以上のげつ歯類以外の動物の鼻部を直接エアゾールを流動させて暴露することができるものであって、これに用いるように設計した動物を保定する密閉型のホールダーを有するもの	粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するため設計された装置をいう。
輸出令3の2項(2)8	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	貨物等省令第2条の2第2項第八号	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計した噴霧器又は煙霧機であって、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの ロ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計したエアゾール発生装置のスプレーーム又はノズルであって、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの ハ 初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できる装置に使用するように設計したエアゾール発生装置	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 粒径 体積メディアン径 エアゾール発生装置	伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。 ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。 VMD (Volume Medium Diameter)をいう。 ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であつて、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。
輸出令3の2項(2)9	核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行ったための装置	貨物等省令第2条の2第2項第九号	核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行つたための装置であつて、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連續した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの		